

まちの食料品店継続・出店支援事業補助金のご案内

生鮮食料品店の店舗継続と新規出店を支援するため、経営体質の強化等に繋がる設備整備にかかる費用を助成します。

○制度概要

趣 旨	生鮮食品及び日常の食料品を取り扱う身近な地域の小売店を営む中小企業者の振興と買い物利便性の維持・向上を図るため、店舗の継続や新規出店に必要な設備の設置工事を支援します。
補助対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・市税を完納していること ・出店事業において、過去に当補助制度交付対象店舗に相当する店舗を出店した実績があること ・当補助制度の交付の対象となる設備の設置工事に関し、当補助制度又は他の補助制度等の交付を受けていないこと ・当補助制度等の交付を受けた方の場合、当補助制度等の交付を受けた日から10年を経過した日の属する年度の翌年度以降に申請すること
対象店舗	日常の食料品の取扱いが50%以上かつ、生鮮食料品の取扱が25%以上の小売店で、店舗の用に供する床面積が1000㎡以内の市内の店舗 ※ ただし、次の店舗は除きます。 ・大規模小売店舗内にある店舗 ・2以上の食料品店が集積している施設内の店舗 ・フランチャイズのコンビニエンスストア
補助対象事業	(1) 店舗継続事業 : 本市の区域内において、開業してから1年以上継続されているまちの食料品店の経営体質の強化に繋がると市長が認める事業 (2) 出店事業 : 本市の区域内において、出店予定のまちの食料品店の経営体質の強化等に繋がると市長が認める事業
補助対象経費	店舗継続又は出店に係る設備の設置工事に要する経費(ただし100万円以上の工事とする。)で、次に掲げるもののうち市長が認めるもの。 (1) 店舗のGXに繋がる冷凍冷蔵設備 (2) 店舗の経営体質の強化に繋がる設備 (店舗の省力化又は自動化に資する設備の設置工事)
補助金の額	・補助率 中小企業者(小規模企業者を除く.): 補助対象経費の1/2 小規模企業者: 補助対象経費の2/3 ・限度額 300万円

○手続のながれ

1. 事前協議	着手の1か月以上前に、事業概要について協議をしてください。 ※平面図、立面図、見積書など事業概要がわかるものをご準備ください。
2. 補助金申請	事業着手前に申請書に必要な書類を添え、商工労働課へ提出してください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【必要書類】 補助金交付申請書* 平面図、立面図、見積書、設備のカタログ など</div>
3. 決定	書類審査の上、補助金交付決定の可否をご連絡します。
4. 着手	補助金交付決定前の着手は認められませんのでご注意ください。
5. 完了確認 補助金交付	事業が完了後、担当職員が完了検査を行います。 (事業実績報告書*、写真、請求書、領収書(写))を提出してください。 完了検査後、書類審査を経て、補助金を確定し交付します。 ※完了後5年間の間に事業廃止等の変更があった場合は返還を求めます。

※ 様式は商工労働課にてご用意いたします。下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 金沢市 経済局 商工労働課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話番号: 076-220-2193 FAX 番号: 076-260-7191
E-mail: syoukou@city.kanazawa.lg.jp